

真庭あぐりネットワーク  
販売情報管理システム調達事業  
プロポーザル実施要項

2026年6月

真庭あぐりネットワーク推進協議会

## 目次

第1章 事業概要	3
1 事業名	3
2 趣旨	3
3 事業内容	3
4 履行期間	3
5 提案上限額	3
6 支払方法	3
第2章 プロポーザルに関する事項	3
1 参加資格	3
2 スケジュール	5
3 参加表明書の提出	5
4 質疑及び回答	5
5 企画提案書等の提出	6
6 企画提案書等の作成	6
(1)企画提案書等の作成	6
(2)見積書の作成	6
7 優先交渉権者等の選定方法	7
(1)第1次審査(書類審査)	7
(2)第2次審査(ヒアリング等による最終審査)	8
(3)審査結果の通知	8
(4)プロポーザル選定結果等の公表	8
8 審査基準及び配点	8
9 契約	8
(1)契約の締結	8
(2)次点交渉権者との交渉	9
(3)契約条項等	9
10 プロポーザル参加に際しての留意事項	9
(1)失格・無効	9
(2)留意事項	9

## 第1章 事業概要

### 1 事業名

真庭あぐりネットワーク販売情報管理システム調達事業

### 2 趣旨

本業務は、市内直売所間における農産物の相互輸送、直売所販売情報管理システム(以下、「直売所システム」という。)の運用を行なう「真庭あぐりネットワーク推進協議会」(以下協議会という。)が運営する直売所システムについて、現行設備の老朽化への対応とシステム導入により、把握可能な情報を活用して、今後の更なる農産物販売等の強化を図ることを目的として、次期システムを調達するものである。

### 3 事業内容

別紙「真庭あぐりネットワーク販売情報管理システム調達事業特記仕様書」のとおり

### 4 履行期間

契約締結日より令和9年3月26日(金)

※ただし、システム運用保守は、3月31日まで行うこと。

### 5 提案上限額

本業務にかかる費用の合計額は、44,880千円以内とする。

(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、この合計額を超えた提案は無効とする。

### 6 支払方法

本業務にかかる費用は、業務履行の完了確認後、請求があった日から30日以内に指定された口座に振り込む。

## 第2章 プロポーザルに関する事項

### 1 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、参加申込書の提出日現在において、以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- ① 個人情報の取扱いに関し適切な保護措置を講ずる体制を整備しており、情報セキュリティ

ティマネジメントシステム(JIS Q 27001(ISO/IEC27001))認証又はプライバシーマークを取得していること。

- ② 本団体を構成する真庭市に入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登録済みであること又は入札参加資格者名簿に未登録の場合には、当該種別の規定で定める入札参加申請書類のうち事務局が求める書類(別紙提出書類リストを参考)を提出し、確認を受けたものであること。
- ③ 真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程による指名停止を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑦ 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
  - (ア) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
  - (イ) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (ウ) 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (オ) 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

## 2 スケジュール

内容	期間
プロポーザルの公告	令和8年6月1日(月)
質問書の受付	令和8年6月8日(月)まで
質問書の回答	令和8年6月 10 日(水)予定
参加表明書の受付	令和8年6月15 日(月) まで
企画提案書の受付	令和8年6月 25 日(木)まで
企画提案書の審査	令和8年 7 月1日(水)予定
審査結果の通知	令和8年 7 月 2 日(木)予定

## 3 参加表明書の提出

- ① 提出期間 令和8年6月1日(月)から  
令和8年6月 15 日(月)17時00分まで(必着)
- ② 提出書類 参加表明書(様式1)  
業務実績書(様式2)  
会社概要書(様式3)  
プライバシーマーク又は ISMS 認証の取得を称する登録証の  
写し  
参加資格を証明する書類(未登録の場合)
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出方法 持参又は郵送にて協議会事務局に提出すること。
- ⑤ プロポーザル参加資格の通知

提出書類の不足がなく、その内容から参加資格の有無を確認した後、参加表明書を提出した参加表明者に対し、速やかに公募型プロポーザル提案資格確認通知書により電子メールにて通知する。

なお、提案資格が無い旨を通知された者は、企画提案書等の提出はできないものとする。

## 4 質疑及び回答

- ① 提出期間 令和8年6月1日(月)から  
令和8年6月8日(月)正午まで(必着)
- ② 提出様式 質問書(様式4)  
実施要項等を理解した上で提出すること。
- ③ 提出方法 電子メールにて提出すること。

- ④ 回答方法 真庭市ホームページを利用して掲載
- ⑤ 回答予定 令和8年6月10日(水)までに行う予定
- ⑥ その他 電話又は口頭による質問は受け付けない。

## 5 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和8年6月25日(木)15時00分まで(必着)
- ② 提出書類

提出書類	部数
企画提案書(様式5)	1部
1.企画提案書(任意の様式) ※1社1案とする	10部
2.【別紙】機能要件確認書	10部
3.費用見積書(構築費用) 【様式6】	1部
4.費用見積明細書(構築費用) 【任意様式】	1部
5.費用見積書(保守費用) 【様式7】	1部
6.費用見積明細書(保守費用) 【任意様式】	1部

- ③ 提出方法 持参又は郵送にて提出すること。
- ④ その他 参加申込を行った者に限る。  
提出した書類の変更は一切認めない。

## 6 企画提案書等の作成

### (1)企画提案書等の作成

企画提案書作成要領に基づき作成すること。

### (2)見積書の作成

#### ①構築費用

システム設計関連費、ネットワークおよびシステム構築費、機器導入費、サーバ等の環境構築費、データ移行費、操作説明・初期導入支援費、有償カスタマイズ等、2026年度内の運用保守費等、調達及び運用にかかるすべての費用の合計を記載すること。

見積は、仕様書に記載した現状の機器構成を前提として算出すること。

ただし、契約締結前に各施設との調整により機器構成が変更される場合がある。

#### ②保守費用(翌年度以降)

年間保守経費には、原則として以下を含むこと。

- ・POS ソフトウェアの保守
- ・法令・制度改正(消費税、インボイス制度等)への対応
- ・軽微な機能改善およびバージョンアップ
- ・障害発生時のサポート対応
- ・問い合わせ対応(ヘルプデスク等)

※クラウド型システムの場合は、これらが月額または年額利用料に含まれる場合、その内容を明確にすること。

年間保守経費に含まれない費用がある場合は、以下を必ず明示すること。

対象となる費用項目

- ・発生条件
- ・想定される発生時期
- ・概算費用

提案者は、5年間の利用を前提としてトータル保守費用を算定すること。

運営形態の変更や将来検討の参考とするため、以下の費用も任意で提示すること。

3年間利用した場合のトータル保守費用(参考)

7年間利用した場合のトータル保守費用(参考)

## 7 優先交渉権者等の選定方法

書類審査による一次審査とプレゼンテーションによる二次審査で評価・採点(500点満点)を行い、合計点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者とする。

なお、プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

### (1)第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査実施要領に沿って、次の4つの書類について評価のうえ、点数化し、高い評価を得た提案者を選考する。

ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合等は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施する。

ア, 基準点……機能要件一覧表

イ, 企画提案の内容……企画提案書

ウ, 価格点ア ……費用見積書(構築費用)

エ, 価格点イ ……費用見積書(保守費用)

実施日:令和8年6月26日(金)予定

## (2)第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのヒアリング等を実施し、【別紙2】で示す審査基準に基づいて、ヒアリング等の内容で評価し、最も優れている提案を特定する。

実施日:令和8年7月1日(水)予定

## (3)審査結果の通知

### ① 第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、メールで通知する。

### ② 第2次審査

技術提案等の審査結果の公表及び通知は、令和8年7月2日(木)を予定しており、最優秀者及び次点者の審査結果は市公式ホームページを利用して公表するほか、企画提案書等を提出した全ての参加者に対し、郵送にて書面で通知する。

## (4)プロポーザル選定結果等の公表

契約候補者を特定した場合は、速やかに市公式ホームページを利用して、情報を公表する。公表する内容は、全ての参加業者を明らかにし、契約候補者以外の得点が特定されないように配慮して得点を公表する。

## 8 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

- |               |          |
|---------------|----------|
| ①基準点(機能一覧表)   | 100/500点 |
| ②見積書          | 100/500点 |
| ③企画提案の内容・実施体制 | 300/500点 |

## 9 契約

### (1)契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合に本業務にかかる契約を締結する。

ただし、改めて各店舗の要望等踏まえ、提案金額に基づいて再度費用見積書を提出したうえ、契約金額を決定する。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない(企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く)。ただし、必要により一部を再委託する場合は協議会と協議のうえ、その承認を得るものとする。

2027年度以降の運用保守にかかる契約については、協議のうえ、別途契約をすることとする。

## (2)次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には次点交渉権者と当該業務について交渉を行う。

## (3)契約条項等

別に定める契約書による。

# 10 プロポーザル参加に際しての留意事項

## (1)失格・無効

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- ① 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- ③ 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- ④ ヒアリング等に出席しなかったもの
- ⑤ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- ⑥ 参考見積書のコツ額が、事業に要する予算額を超過したもの

## (2)留意事項

- ① 提出された企画提案書等は返却しない。
- ② 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え、及び再提出は認めない。
- ③ 提出された企画提案書等は選定作業に必要な範囲において、本協議会が複製を作成することがある。
- ④ 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- ⑤ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。

**【問い合わせ先及び各種書類の提出先】**

〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2

真庭市産業観光部農業振興課内

真庭あぐりネットワーク推進協議会事務局

(Tel)0867-42-1031

(Fax)0867-42-3907

(Email)nohshin アットマーク city.maniwa.lg.jp